

令和3年(ワ)第25239号 除名処分無効確認等請求事件
原告 池田利恵
被告 自由民主党 外2名

準備書面 (2)

令和3年12月8日

東京地方裁判所民事4部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

第一 被告自由民主党及び被告林田武の令和3年12月6日付け答弁書について

一 総論

- 1 この答弁書は、不誠実極まりないものである。原告が訴状で引用してゐる判例の説示内容を摘まみ食ひし、訴状での法的主張に対する真摯な反論を全く行はないものである。
- 2 原告は、被告が依拠する部分社会論が憲法及び法令に根拠を持たないものであることを踏まへて、これまでの判例の推移について訴状で主張したのであるが、被告は、あたかもそのような主張がなかつたかの如く、聞く耳を持たずに自己陶醉的な主張をしてゐるだけである。
- 3 しかも、訴状の「請求の原因」で主張した具体的事実の認否を全く行はない上に、その主張するところは、自民党が国家に準じた権力を有する政権与党でありながら、法令無視、人権無視の主張を平然と行ふことに終始してゐることからして、被告自民党には公党としての自覚がないものと言はざるを得ない。
- 4 このような見解は、真に、岸田文雄自民党総裁自身の認識に基づくものであるのかについて明確に釈明されたい。

二 同第2について

- 1 (1) 被告は、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」というべきことは確立した判例である(最三小判昭和63年12月20日裁判集民155号405頁)。とするが、これは、引用が極めて恣意的であつて、原告が訴状の「請求の原因」第五の二以下で、同判例の正確な引用と関係判例の変更の推移、さらには、最高裁が依拠した「部分社会論」が破綻してゐることの法的な根拠に基づく主張を全く無視した妄論であつて失当である。
- (2) 最高裁の大法廷判決(令和2年11月25日判決)は、地方議会の議員に対す

る出席停止の懲罰決議を巡り、従前は議会の議決は除名を除くと原則として司法審査の対象にならないとしていた大法廷判決(最高裁昭和35年10月19日判決)を変更し、出席停止となる懲罰決議の適否は常に司法審査の対象になるとしたことは、訴状で主張したとおりである。

- (3) つまり、最高裁が、部分社会論を根拠とした「団体法秩序」の内部的自律権が適用されるはずの「除名」については、当初からその範囲外として、除名のみは「一般市民法秩序」に関はるものとしてみたものが、令和2年になつて、除名のみならず「懲罰」の全部が「一般市民法秩序」に関はるものとして判例を変更したのである。
 - (4) 国民の一般社会において個人と個人との間で適用される「一般市民法秩序」と、部分社会とされる団体内部で、団体と構成員との間で適用される「団体法秩序」とは理論的には一応の区分はできる。前者(市民法)は、意思の合致を必要とするのに対し、後者(団体法)は、多数決原理が導入されるといふ点で相違があるからである。しかし、団体法であつても、会社法や一般法人法などにおいて、構成員が団体の内部事項に対して団体に対して提訴できることを認めてをり、その限度において司法審査の対象となるのであるから、「一般市民法秩序」と「団体法秩序」とを司法審査の対象において峻別することは不可能であることを認識せざるを得ない判断から判例が変更されたのである。
 - (5) そもそも、「一般市民法秩序」が何を意味するのかわかり不明である。最高裁もその概念定義をしてゐないのであつて、このやうな曖昧な概念により法的救済が可能な範囲を判断することは極めて恣意的であり、憲法第13条及び第31条から導かれる明確性の原則に違反することから、このやうな判例自体が「違憲の判例」に他ならないのである。
- 2(1) ところで、同4において、被告は、「また、そもそも原告を除名とした処分は訴外都連が都連規約に基づいて行った処分であり、被告自由民主党の行った処分ではない。したがって、原告の被告自由民主党に対する訴えはいずれも不適法である。」とするが、噴飯物と言はざるを得ない。
 - (2) 被告自民党は、一つの団体であり、都連といふのはその地方組織の一機関に過ぎず、独立した地位を有してゐない。仮に、その一機関において除名処分処分が可能であつたとしても、それは、被告自民党の処分となることは多言を要しない。「訴外都連」ではなく、被告自民党の機関であるから、被告自民党そのものなのである。
 - (3) また、党則には、第82条以下に「地方組織」に関する規定を設けてゐるが、党員の処分に関しての権限を地方組織に委任する規定は存在せず、地方組織は党員の処分権限を有してゐないのであり、その意味でも本件処分は無効であることも、訴状で述べたとおりである。

三 同第4について

- 1 すべて否認ないし争ふ。

- 2 前述したとおり、「訴外都連」は存在せず、被告自民党の一部である。自己の党則に違反する主張をするべきではない。

四 同第5について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 前述のとおり、被告林田武の主張は、主張自体失当である。

五 同第6について

- 1 原告の訴状での主張と異なる点は、すべて否認ないし争ふ。
- 2 マスク着用の法的義務はなく、自民党の党員を拘束する決議事項としても、マスク着用を義務づける規定は存在しない。にもかかわらず、マスク着用を強制し、それに違反したとして除名処分をすることは、自民党が民主的団体ではないことを認めることを意味する。

第二 被告西野正人の令和3年12月6日付け答弁書について

- 一 原告の訴状での主張と異なる点は、すべて否認ないし争ふ。
- 二 前記第一で述べたとおりである。